

## 風しんの追加的対策 Q&A（対象男性向け）

2019年3月25日作成

2020年2月13日改正

### <風しんの追加的対策の概要>

Q1 今回の風しんの追加的対策の対象者は、なぜ昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性なのですか。

Q2 なぜ抗体保有率を上げる必要があるのですか。

### <風しんの抗体検査について>

Q3 どうして抗体検査を受ける必要があるのですか。抗体検査を受けずに予防接種を受けてもいいですか。

Q4 風しんの抗体検査や予防接種はどこで受けられますか。

### <クーポン券について>

Q5 クーポン券とは何ですか。市区町村から届きましたが、どうしたらいいですか。

Q6 なぜ、1年目は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性、2年目は昭和41年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性に対して、市区町村からクーポン券が送付されるのですか？ 昭和37年4月2日から昭和41年4月1日生まれの男性は2年目に抗体検査を受検することはできないのですか？

Q7 クーポン券を紛失してしまいました。再発行は可能でしょうか。

Q8 職場の定期の健康診断と同一機会に、クーポン券を持参すれば抗体検査を受けられることになっていましたが、クーポン券を忘れてしました。抗体検査を受けることは可能でしょうか。

Q9 1年目にクーポン券が届いたのですが、風しんの抗体検査や風しんの予防接種を受けることができませんでした。2年目に同じクーポン券を使うことはできますか。

Q10 クーポン券が届いたのですが、使用する前に別の市区町村に引越しをしました。転出先の市区町村でも古いクーポン券を使うことはできますか。

## <風しんの追加的対策の概要>

Q1 今回の風しんの追加的対策の対象者は、なぜ昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性なのでですか。

A 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性については、これまでに予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い（約80%）ためです。

今般の風しんの追加的対策は、抗体保有率が低い世代に対し、2022年3月末までの3年間に限り、風しんの抗体検査・予防接種を公費で受けられるようにし、この世代の抗体保有率を90%以上にすることを目指しています。

例えば、今回の対象世代の男性と同じ世代の女性は、中学生の時に風しんの予防接種を受ける機会があったため、抗体保有率は96.7%※です。

※出典：国立感染症研究所「年齢/年齢群別の風疹抗体保有状況」2013–2017年をもとに算出

Q2 なぜ抗体保有率を上げる必要があるのですか。

A 風しんは、感染者の飛沫（唾液のしぶき）などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。

妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があります。

大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つこと（＝抗体保有率が高いこと）が重要です。

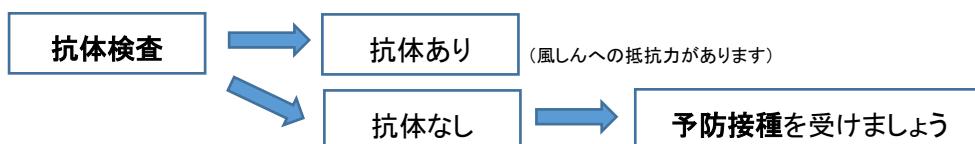
## <風しんの抗体検査について>

Q3 どうして抗体検査を受ける必要があるのですか。抗体検査を受けずに予防接種を受けてもいいですか。

A 対象者となった男性（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ）においては、既に約80%の方が風しんに対する抗体を保有しています。既に抗体が十分にある方は予防接種を受ける必要はありません。ワクチンを効率的に活用するため、まずは抗体検査により、十分な抗体があるかを調べることとしています。抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方が、予防接種法に基づく定期接種の対象になります。

予防接種を受ける際に、抗体検査の結果を持参する必要がありますので、忘れずにお持ち下さい。

### 【参考】抗体検査・予防接種までの流れ



#### Q4 風しんの抗体検査や予防接種はどこで受けられますか。

A 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性の多くは、働く世代であることから、毎年職場で受診する定期の健康診断の機会等に風しんの抗体検査を受けることが可能となるよう、環境整備を進めてきました。風しんの抗体検査については、①企業にお勤めの方は、職場において定期に実施する健康診断、②国民健康保険の被保険者等の方は、特定健康診査の機会をそれぞれ活用できるよう関係団体等へ依頼しているところです。それぞれ、勤務先や市区町村へお問合せください。

なお、風しんの抗体検査や予防接種は、本事業に参加している全国の医療機関等で受けられます。夜間・休日に受けられる医療機関等もあります。厚生労働省の下記HPに受診可能な医療機関等のリスト※を確認し、各医療機関に事前に対応可能な時間帯等をお問い合わせいただいた上で、受診して下さい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/rubella/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/rubella/index_00001.html)

#### <クーポン券について>

#### Q5 クーポン券とは何ですか。市区町村から届きましたが、どうしたらいいですか。

A クーポン券とは、対象者が風しんの抗体検査や風しんの予防接種を受けるために、医療機関や健診会場の窓口で提示する必要がある受診券です。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対しお住まいの市区町村から送付され※、抗体検査用と予防接種用があります。対象者の方は、まず抗体検査を受けていただきます。抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方のみが、風しんの定期接種の対象となります。

クーポン券がないと無料で風しんの抗体検査や予防接種を受けることはできませんので、大切に保管してください。

※1年目は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対しクーポン券が送付されました。(Q6参照)

※2年目は、昭和41年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性に対しクーポン券を送付します。

市区町村から送付されるクーポン券(イメージ)



#### Q6 なぜ、1年目は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に、2年目は昭和41年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性に対して、市区町村からクーポン券が送付されるのですか？ 昭和37年4月2日から昭和41年4月1日生まれの男性は2年目に抗体検査を受けることはできないのですか？

A 事業開始当初に検査希望者が医療機関等に集中して混乱を招くおそれがあるため、事業を円滑に進める観点から、1年目、2年目のクーポン券送付の対象者を決めさせていただきました。

なお、1年目及び2年目にクーポン券が届かない昭和37年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた男性についても、お住まいの市区町村に希望すればクーポン券

の発行が可能ですので、住民票のある市区町村にお問い合わせください。

**Q7 クーポン券を紛失してしまいました。再発行は可能でしょうか。**

A クーポン券は、風しんの抗体検査及び風しんの予防接種に必要ですので大切に保管してください。どうしても見つからない場合は、住民票のある市区町村に問い合わせてください。

**Q8 職場の定期の健康診断と同一機会に、クーポン券を持参すれば抗体検査を受けられることになっていましたが、クーポン券を忘れてしまいました。抗体検査を受けることは可能でしょうか。**

A 原則としては、クーポン券が無ければ、抗体検査を受けることはできません。クーポン券を利用して定期健診を受けられる職場では定期健診の機会に忘れないようにしてください。

なお、事業所の実施方法によっては、クーポン券を事前に回収したり、後日持参可として対応いただける場合もありますので、勤務先に御確認ください。その他にもクーポン券を忘れてしまい定期健診の機会に抗体検査を受けられなかつた場合には、本事業に参加しているお近くの医療機関等でも抗体検査を受けることが可能です。(Q4 参照)。

**Q9 1年目にクーポン券が届いたのですが、風しんの抗体検査や風しんの予防接種を受けることができませんでした。2年目に同じクーポン券を使うことはできますか。**

A 事業開始当初、クーポン券は原則発行された年度のみ有効となるよう有効期限を設定していました\*。しかし、1年目のクーポン券の使用率が低いことから2年目(2020年度)も有効としました。新しいクーポン券を発行するにはお金や手間がかかります。お手元にあるクーポン券を使用してください。市区町村によっては、新しいクーポン券は発行されませんのでご了承ください。

\*予防接種のクーポン券は、市区町村によっては年度を超えて有効期限が設定される場合があります。

**Q10 クーポン券が届いたのですが、使用する前に別の市区町村に引越しをしました。転出先の市区町村でも古いクーポン券を使うことはできますか。**

A クーポン券は、抗体検査の受検日、予防接種の接種日時点で住民票のある市区町村が発行したもののみが有効です。そのため、引越しの前に転出元の市区町村から発行されたクーポン券は使用できませんので廃棄して下さい。

転出先の市区町村によるクーポン券の再発行が必要です。通常、転出先の市区町村からクーポン券が届くことになっていますが、お急ぎの場合は転出先の市区町村の担当部局にお問合せください。